

	<p>る条例の議案送付について (原案可決)</p> <p>議案第 8 号 新居浜市立公民館長の任命について (原案可決)</p> <p>議案第 9 号 新居浜市交流センター所長の任命について (原案可決)</p> <p><いじめ、不登校等生徒指導関係> <その他></p> <p>(1) 平成 27 年度教育委員会取組方針 (子どもたちの成長を願って) (案) について</p> <p>(2) 新教育委員会制度について</p>
--	--

<p>長野委員長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただいまから平成27年第2回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、伊藤委員さん、三木委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。</p> <p>平成27年第1回定例会会議録承認は、伊藤委員さん、三木委員さんにご署名をいただいております。教育長さんの一般報告をお願いいたします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>それでは、一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1月の主な行事についてご報告いたします。</p> <p>11日 平成27年成人式が行われました。記念すべき成人として約800名が式に臨み、式典の進行は新成人を代表して鈴木大一郎さんと大石里奈さんが行ってくれました。また、寺尾健矢さんと鴻上歩実さんが新成人を代表して新成人の主張を行ってくれました。来賓の方々の祝いの言葉等、落ち着いた雰囲気の中で式典が執り行われました。開催に際してご協力をいただきました、新居浜女性ビデオクラブ、要約筆記サークル「MiMi」、手話サークル「たけの子」、着付けボランティアの伊藤和子さん・西原弘子さん、場内整理では新居浜青年会議所の方々、新居浜市職員のボランティアの方々にお世話になりました。ありがとうございました。新成人の方々に新たな大人としての行動に期待したいものです。</p> <p>13日 新居浜市教育委員会が取り組んでいる「ふるさと学習」の一環として第2回新居浜ものしり博士検定が新居浜商工会議所の協力のもと、市内全小学校の6年生1,059名が参加し、行われました。30点満点のダイヤモンド賞が1名、29点～27点の金賞が10名、26点～24点の銀賞が63名、23点～21点の銅賞が133名で、全体での合格率は19.5%でした。第1回目の昨年の合格率は11.9%より良い結果となりました。ふるさと学習をさらに定着させていきたいと思っております。</p> <p>14日 臨時校長会を開催し、平成27年度の教育委員会の取組方針について各学校での協議を依頼しました。</p> <p>福祉教育委員会が開催され、教育委員会の学力向上対策についての説明が行われました。</p>

17日 平成16年度の「子どもと教育を語るつどい」で提案され、平成17年度から実施している第10回新居浜市小・中学生科学奨励賞発表会が、愛媛県総合科学博物館で開催されました。今年は学校代表作品として、小学生166点、中学生79点、計245点の貴重な研究成果が報告されました。この内、特選7点、優秀15点、入選29点が表彰され、特選に選ばれた研究作品につきましては、研究発表がありました。学校への応募総数は小学校1,548点、中学校2,195点と合計3,743点ありました。応募作品が充実していたため特選作品の選考にも大変苦慮しました。その中で、7作品が選考されました。若宮小学校2年山本健太さんは昨年引き続き「パッチンかえるだいけんきゅう」。大生院小学校4年田村茉莉さんは3年連続の特選に選ばれ、今年は「生きるぞ！ハマダン」の発表でした。一昨年の「ダンゴムシVSワラジムシ大迷路対決ー交たい性転向反応はどこまであるのかー」、昨年の「生きるぞ！ダンゴ虫」からさらに発展させていました。角野小学校5年直野佑実さんの「角野のお天気博士」。惣開小学校6年石田泰輝さんは4回目の特選となり「紙ひこうきの研究」から「じ石の研究」に発展し、今年は「磁石の研究3」に発展されていました。西中学校2年上田萌々花さんは「めざせ！染め物屋さん～合成着色料と天然着色料の違い」から「めざせ！洗濯博士～洗剤の秘密を探れ～」、そして今年は、「めざせ！洗濯博士 PART2・環境に良い洗剤はどれだ」、西中学校2年二瓶滯樹さんは「とことんペーパークロマト」そして「とことん納豆研究～ネバネバの秘密を探れ～」から今年は「水の汚染の大研究」に発展させていました。今後とも子どもたちの意気込みを育てていきたいと思えます。また、支援をいただいている、新居浜ロータリークラブ、新居浜南ロータリークラブの皆様方や、審査に協力をいただいている、住友化学株式会社愛媛工場品質管理部長 坂井喜代己氏、愛媛県総合科学博物館専門学芸員 進悦子氏、新居浜工業高等専門学校准教授 朝日太郎氏、新居浜工業高等専門学校准教授 柴田亮氏、角野小学校 秦博文校長、西中学校 神野康一校長、そして作品応募から発表会の準備までご協力いただきました、市内小中学校の理科教育担当の先生方にお礼申し上げます。ご協力をいただき、ありがとうございました。

18日 今年で10回目となる元プロ野球選手でオリックス投手コーチを務める星野伸之氏によるトップアスリート事業「にいほま少年野球教室」が、新居浜野球協会等で構成されている実行委員会協力のもと、開催されました。また、10年にわたり、講演や実技指導をいただき、青少年の健全育成に多大なる貢献をいただきましたことから石川市長より感謝状が贈られました。

第30回新居浜凧あげ大会が、実行委員会の運営により、青天の中、開催されました。141の凧、約500名の参加がありました。凧を揚げることになかなか苦戦していましたが、家族や学級児童同士で楽しんでいる姿を見ることができました。市長賞には新居浜小学校Aチーム、議長賞には中萩小学校5年4組が制作した凧が選ばれました。

22日 平成27年度あかがね算数・数学コンテスト実行委員会が開催されました。第2回目となるコンテストの問題作成が始まりました。

23日 新居浜市ものづくり人材育成推進事業「ものづくり体験講座」発表会が西中学校で開催され、体験講座に参加した1年生が、住友企業や新居浜工業高等専門学校等での体験活動から学んだことを発表してくれました。また、体験から得たものを通しての「将来の夢」を語ってくれました。

24日 平成26年度新居浜生涯学習大学「修業のつどい」が開催されました。ロビー展示や各講座の学習成果の発表が行われました。講演としてギャラリーしろかわ前館長浅野幸江さんから「人生おもしろうてやめられん」との演題で講演が行われました。

25日 第38回市P連音楽発表会が文化センター大ホールで開催されました。保護者や教職員等で構成され、中には小中の合同のグループもあり、合計で14のグループが練習を積み重ねてきた成果を高らかに披露してくれました。コーラスで培った連携を子育てにも広げてほしいものです。

28日 平成26年度学校防災教育実践モデル地域研究事業において、垣生小学校が地域で取り組んでいた成果を発表しました。

2月4日 59チームが参加した第8回春季全日本小学生大会愛媛県予選で見事優勝した中萩JSSのみなさんが市長表敬

	<p>訪問を行いました。3月26日から行われる全国大会では、「一人一人がみんなのために力を出してがんばりたい」と主将が抱負を語ってくれました。活躍を期待したいと思います。</p> <p>その他 2月の主な行事予定について報告を申し上げます。</p> <p>5日 第34回新居浜こども美術展（～13日） （郷土美術館）</p> <p>9日 ふるさと学習奨励賞2次審査会 学習環境委員会 個別支援委員会（子ども発達支援センター）</p> <p>11日 建国記念の日 第56回新居浜市民マラソン大会 運動部活動競技力向上事業（バスケット） 差別をなくする市民の集い ～ハートFULL新居浜～（市民文化センター）</p> <p>12日 授業力向上委員会 校区別人権・同和教育懇談会運営委員会反省会 （ウイメンズプラザ）</p> <p>13日 第3回地域発達支援協議会 第3回青少年センター運営協議会</p> <p>14日 こども夢未来基金事業「平成26年度防災学習リーダー研修」（淡路市、神戸市）</p> <p>15日 市P連研究大会（市民文化センター） SST研修会（ふれあいプラザ） 第25回新居浜グローバルパーティー （ウイメンズプラザ）</p> <p>17日 学校支援員連絡会 新居浜市立図書館協議会（別子銅山記念図書館）</p> <p>18日 市内中学校新入生説明会（川東中は27日開催）</p> <p>19日 第7回小中学校教頭研修会 第2回新居浜市幼保小連携推進協議会</p> <p>21日 ふるさと学習奨励賞作品展示会（～3月3日） （郷土美術館） 別子銅山を読む講座 「古田俊之助氏追懐録」 （別子銅山記念図書館）</p> <p>23日 議会開会</p>
--	--

<p>長野委員長</p>	<p>学力向上推進委員会（市民文化センター） 25日 第3回小中学校長研修会（マリンパーク） 28日 公民館研究大会－四国ESDシンポジウム－ 「地域の明るい未来のために」（ウイメンズプラザ） 以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問 やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>本日の議案は、議案第2号から第9号までの8議案ですが、第8 号及び第9号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会 議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開で審議させて いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>委員全員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p>
<p>木村事務局長</p>	<p>それでは、議案第2号「平成27年度教育基本方針について」事 務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>議案第2号 平成27年度教育基本方針につきましては、前回、 1月定例会におきまして、案をお示ししました。特にご意見はあり ませんでしたので、今回議案として提出いたしました。ご審議よろ しくお願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第2号について、ご承認いただけます方は挙手 をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>ありがとうございました。承認といたします。</p>

<p>長野委員長</p>	<p>次に、関連する内容ですので、議案第3号「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の議案送付について」、議案第4号「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の議案送付について」、議案第5号「新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例の議案送付について」まとめて事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>眞鍋総括次長</p>	<p>議案第3号、第4号及び第5号について一括して説明させていただきます。また、3件の議案に関連いたしますことから先に、7その他の(2)新教育委員会制度について、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております、新教育委員会制度の資料の1ページをご覧ください。</p> <p>地方教育行政の改革を行うために、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が成立し、平成27年4月1日から施行されます。</p> <p>改正の趣旨といたしましては、教育の政治的な中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることとしています。</p> <p>改正の概要につきまして、ご説明いたしますが、裏面の2ページの①、②、③も参照いただければと思います。</p> <p>まず、①の教育長の任命につきましては、現行は、教育委員は、首長が議会の同意を得て任命し、教育長は教育委員会が任命することとなっておりますが、改正後の新しい教育長の任命は、首長が議会の同意を得て行うこととなっており、任命責任が首長にあるということを明確にしております。</p> <p>次に、②の教育委員長と教育長につきましては、改正後は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を教育委員会の代表者とするにより、教育行政の責任者としての教育長の立場を明確にしております。</p> <p>次に、③ですが、地方教育行政における首長の責任を明確化し、教育政策をより積極的に実現できるよう総合教育会議の設置、大綱の策定が首長に義務付けられました。総合教育会議は、首長が招集</p>

し、首長と教育委員会により構成され、大綱の策定、重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命身体の保護等緊急に講ずべき措置等について協議・調整を行います。なお、首長が策定しました大綱のもと、首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行いたします。一方、政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、執行機関としての教育委員会の位置づけは維持されておりました、従来どおり、教育委員会の訴訟に係る事務は引き続き、教育委員会の合議に基づいて執行されることとなり、また、教育委員会は教育委員による教育長のチェック機能を有しております。

なお、法律は平成27年4月1日に施行されますが、経過措置として、施行の際に、現に在職する教育長の場合は、その委員としての任期まで従前の例により在職するものとする事から、本市の場合は現教育長の委員の任期が平成28年3月31日までとなっておりますことから、③の総合教育会議の設置及び大綱の策定を除き新制度への移行は平成28年度(28年4月1日)からとなります。

また、今回の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により、関係条例等の整備も必要となりますことから、2月議会に提案し、所要の改正を行いたいと考えております。以上で、新教育委員会制度の説明を終わります。

続いて、議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案第3号 新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の議案送付につきましてご説明申し上げます。議案書10ページから12ページをお目通しください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長が、現在の教育委員会委員長の職責も併せて担うこととなることに伴い、教育委員会委員長が廃止されること及び教育長が教育委員会委員でなくなることから所要の条文整備を行おうとするものでございます。

まず、第1条、新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、教育委員会委員長が廃止されますので、第4条の教育委員会委員長と委員の報酬に係る調整規定が必要なることから、これらの規定を削除しようとするものでございます。また、特別職の報酬額を定めた別表から教育委員会委員長に係る規定を削除しようとするものでございま

す。

次に、第2条、新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正につきましては、教育長が教育委員会委員でなくなることから、第2条第3項に規定しております本協議会委員の要件中、教育委員会委員の定数を1といたしますとともに、新たに教育長の号を追加しようとするものでございます。

附則第2項につきましては、法の経過措置によりまして、平成27年4月1日に在職する現行法に基づく教育長が、委員としての任期中に限り、教育長及び教育委員会委員長は従前のまま在職することから、その教育委員会委員長としての在職中の報酬については、この条例による改正前の現行規定が、なお効力を有することとする経過措置を規定しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。

続いて、議案第4号新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の議案送付についてご説明申し上げます。これは議案書別冊2ページから4ページをお目通しください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長については、議会の同意を得て、市長が任命する特別職として位置付けられたこと、また常勤の職員であることが規定されたことに伴い、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に係る改正並びに新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づく市長及び副市長の給料の額の改定に準じて教育長の給料の額の改定を行うものでございます。

第6条の改正につきましては、教育長の任期が4年から3年に改正されることに伴い、退職手当算定時の在職月数の限度数を36月とすることを規定するとともに、条文整備を行うものでございます。

第7条の改正につきましては、教育長の任命権者は、法の改正後は市長となりますが、教育委員会の職務権限に変更がないことから、新居浜市職員の旅費に関する条例の規定中、これを決定する者としては、従前どおり教育委員会とするように、また、旅費の支給についても従前と同様に支給できるよう条文整備を行うものです。

第8条の改正につきましては、第7条の改正と同様の理由により、教育長について、新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条

	<p>件に関する条例の規定中、これを決定する者としては、法の改正後も教育委員会とする読み替え規定を追加するものでございます。</p> <p>新第9条につきましては、教育長の職務専念義務が法に明記されることに伴いまして、一般職の職員と同様、職務専念義務が免除される旨の規定を追加するものでございます。</p> <p>附則第2項につきましては、法の経過措置によりまして、平成27年4月1日に在職する現行法に基づく教育長については、教育委員会委員としての任期中に限り、従前のまま在職することから、その場合、改正前の規定がそのまま効力を有する旨の経過措置を設けるものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>続いて議案第5号新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例の議案送付についてご説明申し上げます。議案書13ページから15ページまでお目通しください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が6月に公布され、本年4月1日に施行されることに伴い、本条例中で引用している条項にずれが生じることによる所要の条文整備などを行おうとするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上の改正を行うため、3件の平成27年2月議会に上程する条例の議案を市長に送付いたします。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>条例の変更についてはよくわかりました。具体的に本市の場合は経過措置の中で、来年度の8月11日の委員長さんの任期が切れた以降はどうされるのか、経過措置の中の具体的なお話について教えてください。</p> <p>現教育長の任期が平成28年3月31日までですので、その間は教育委員会委員長は存在するということになりますので、任期が切</p>
長野委員長	
伊藤委員	
眞鍋総括次長	

<p>長野委員長</p>	<p>れた後も現教育長の任期中は委員長が存在します。委員長は必要ということですか。</p> <p>その他何かございませんか。</p> <p>総合教育会議についても、平成28年度からということになりますか。</p>
<p>木村事務局長</p>	<p>総合教育会議については、経過措置がありませんので、平成27年4月から適用となります。総合教育会議は、市長が主宰し、市長と教育委員会委員との会議になりますので、定例会とは別に開催されます。年間の開催回数についての規定はありません。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>その他何かございませんか。</p> <p>それではまず、議案第3号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。承認といたします。</p> <p>続いて、議案第4号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。承認といたします。</p> <p>最後に議案第5号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。承認といたします。</p>

加藤学校教育課長

次に、議案第6号「新居浜市立幼稚園保育料等の徴収条例の全部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。

議案第6号 新居浜市立幼稚園保育料等の徴収条例の全部を改正する条例の議案送付についてご説明申し上げます。

平成24年8月の子ども・子育て支援法の公布に伴い、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から導入されることを受けまして、公立幼稚園でも新制度の導入に伴う幼稚園の保育料の変更を行い、条例を新制度の趣旨に合った規定に改正することになります。

まず、条例のご説明の前に、子ども子育て支援新制度の概略を簡単に申し上げます。

パンフレットの5、6ページをお開きください。新制度では、小学校就学前の子育てを「量」と「質」の両面から支援するために、これまでの幼稚園・保育所に加えて、認定こども園と地域型保育が新設されます。この中で公立幼稚園は、1日4時間程度の教育時間で幼児教育を担う施設として、子ども・子育て支援法による施設型給付を受ける「特定教育・保育施設」に移行することになります。

11、12ページをお開きください。新制度において、幼稚園や保育所などの施設を利用するためには、利用のための認定を受けていただくこととなります。12ページの右上に、3つの認定区分という枠がありますが、幼稚園の場合は、1号認定教育標準時間認定ということになります。

入園までの流れは、下の青いラインの流れになります。1 幼稚園に直接利用申込み→2 入園の内定→3 利用のための認定申請→4 認定証の交付→5 契約。これは認定こども園の場合で公立幼稚園は4をもって入園できることとなります。新制度に係る幼稚園の保育料は、11ページの下のところにあるように、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

15ページをご覧ください。中ごろの枠にある新制度導入前と導入以降のグラフをご覧ください。これまでは、公立幼稚園は、世帯の所得に関わらず、入園料2,000円、保育料4,000円で、所得の低い世帯には就園奨励費という補助金で補助していましたが、今年4月からは所得階層に応じて、保育料を設定することになります。

<p>長野委員長</p>	<p>以上のような考え方に添って条例を改正するのが、今回の議案で出させていただいた条例案でございます。</p> <p>別冊の議案書5ページからをご覧ください。</p> <p>条例の内容といたしましては、第1条で本条例の趣旨を定め、第2条で保育料の額を定めております。これまでは入園料2,000円、保育料4,000円と保護者の所得に関わらず定額だった保育料が、新制度の導入により、保護者の世帯の所得階層別の保育料を設定することになります。第2条で、政令で定める額を上限と定め、規則において保育料の額を定めることにいたしております。</p> <p>また、第3条では、保育料の徴収について、第4条では、納期限、第5条では減免、第6条では委任についてそれぞれ規定いたしております。</p> <p>附則において、在園児は、経過措置として従来どおりの保育料とすることを定めております。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。承認いたします。</p> <p>次に、議案第7号「新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>横井次長兼スポーツ文化課長</p>	<p>議案第7号 新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付についてご説明いたします。議案書の16ページから19ページまでをお目通しください。</p> <p>新居浜市総合文化施設を教育委員会が所管することとなり、施設</p>

	<p>の管理について、教育委員会規則で定める必要があること及び新居浜市総合文化施設建設工事の遅延に伴い、新居浜市総合文化施設及び新居浜市美術館の開館が当初予定より遅れる見込みとなったことから条例の施行日を改正するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>第1条については、新居浜市総合文化施設設置及び管理条例第21条中「規則」を「教育委員会規則」に及び附則第1項中「平成27年4月1日」を「平成27年7月1日」に改めるものです。</p> <p>第2条については、新居浜市美術館設置及び管理条例附則第1項中「平成27年4月1日」を「平成27年7月1日」に改めるものです。</p> <p>なお、この条例については、公布の日から施行したいと思います。ご審議お願いいたします。</p> <p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第7号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
長野委員長	<p>ありがとうございます。承認といたします。</p>
	<p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
阿部教育長	<p>お手元の生徒指導関係資料をご覧ください。</p> <p><資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不審者情報 2 交通事故について
長野委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
伊藤委員	<p>全国ニュースにもなりましたので、中萩小学校の件の経過等を教えてください。</p>

<p>阿部教育長</p>	<p>新聞資料を見ていただいたら、2015年2月4日付けの愛媛新聞に「校庭に犬、児童かむ」という記事があるかと思います。経過を申し上げますと、3日中萩小学校がPTA参観日でしたので、保護者の出入りのため、正門、給食室付近の門を開けておりました。昼休みに子どもたちが遊んでいたときに一年生が犬を見つけ、触ったりしていたところに他の子どもたちが寄ってきたため、興奮して犬が噛みついたという状況です。そしてその報告を受け、警察や保健所等へ連絡をし、その犬は教員によって確保されました。この件に関して他の学校へも知らせるといことで6日に中学校、10日に小学校の臨時校長会を開き具体的に話をしたいと思います。なお、通常は正門等を閉めるようにしていますが、文化祭や運動会、参観日などは常時、開放していますので、そのあたりについて今後どうしていくのか、例えば用務員さんに協力してもらおうとしても、車で入る場所、徒歩で入る場所など複数の出入り場所があり、学校のみでの対応は難しいので、PTAとの協力も必要だと思っています。そのあたりを各学校で話し合っていきたいと思っていますので、臨時校長会等において、具体的に話を進めていきたいと思っています。なお、犬については市の環境部が担当することになっています。環境部に対して犬の放し飼いをしていないよとの呼びかけの文書を作ってもらい、市民活動推進課のほうで市内一斉に回覧を回してもらおうように手続を今現在進めています。近日中に各家庭に回覧板において、「犬の放し飼いはやめましょう」ということと事故についての説明文書を添付して市民一斉に文章啓発を行うという体制で進めております。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>周囲が気をつけることも大切ですが、やはり子ども自身にも、指導をする必要があると思います。犬だから子どもの心理として興味がわくのも分かるのですが、様々なところに危険が潜んでいるということをそれぞれ各学校で指導していただければと思います。例えば、不用意に近づかないとか、そういうことを何度も何度も言うていくことが大事だと思います。</p>

阿部教育長	家で飼っていたり、犬が身近な子どもたちについては、難しいと思いますが、そのあたりも、校長会で話し合いたいと思います。
長野委員長	ありがとうございました。他に何かございませんか。
桑原学校給食課長	<p>未納状況について <資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未納状況 2 回収状況 3 弁護士名での督促発送状況 4 差押について
長野委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に、その他に移ります。 「平成27年度教育委員会取組方針（案）について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
阿部教育長	<p>お手元に、1月末締切で、各学校の職員会議等で話し合った結果、取組方針についての意見をまとめたものをお配りしています。このことにつきましては、教育委員会の担当者で見直して、3月の定例教育委員会に提出したいと思います。予算的なこともあり、全ての要望に対応することは難しいので、再度検討したいと思います。なお、教育委員さんの中で、何かご意見等ございましたら、2月20日までにご連絡ください。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いてお手元に平成26年度全国体力運動能力運動習慣等調査の資料があると思いますが、国が行ったものですが、新居浜市の結果について説明していきたいと思います。なお、この事業につきましては小学5年生と中学2年生約1,100名前後を対象に調査をいたしました。</p> <p>資料に目を通していただければわかるかと思いますが全般的に新居浜市の運動能力は低いと思います。ただ、5年男子、5年女子の運動習慣等調査で体育が楽しい、運動が好きという答えが過半数を占めています。体格で言いますと、正常に入っているのが88.</p>

7%、そして高度肥満が男子で1.4%、女子で1.3%います。それをさらに見ていくと2ページ目小学5年男子の全国、愛媛県、新居浜市、小学5年女子の全国、愛媛県、新居浜市を調べたときに右側の肥満傾向児・痩身傾向児の出現率の高度肥満を見ていただくと男子の場合は高度肥満児の割合は全国、県よりも新居浜市は少し高い、女子の場合は全国や県の約2倍であるということがわかります。体育の授業や普段の生活の中で動きにくいということがあり、それが運動能力にも影響しているのではないかと思います。逆に言うと全国と比べるとやせている子はとても少なくなっています。続いて次のページ、3枚目を見ていただいたらと思います。小学5年生男子、小学5年生女子それぞれの一番下の段の総合評価ですが、そのA評価の割合を全国、愛媛県、新居浜市と見ていったときに男子は全国や県は10%を超えているのに新居浜市は8.8%、女子についても全国、県と比べたときには低いので、やはり体系が影響しているのかと思います。

次に中学生のデータを見ていただくと、やはり中学生についても高度肥満というのが男女ともに全国や県に比べると多く、女子は全国が0.6%、県が0.8%、市が1.5%とやはり倍近くの数値の結果となっています。次のページの運動能力の総合評価についてのA評価の割合を見ていただけたらと思います。中学2年生の男子は全国平均並み、女子は全国平均より下となっていて、やはり運動能力と体格結果は比例しているのではないかなと思います。食育の指導も必要ではないかと思います。

次に教育委員会で年2回、6月と11月に実施しているQ-Uについて教育委員会のアンケート調査の結果報告を致します。

1ページ目を見ていただけたらと思います。「Q-Uを導入してよかったですか」という問いについて、小学校では「とてもそう思う」が約80~90%、中学校でも90%近くになっておりまして、Q-Uの評価があたっているのではないかなと思います。次のページを見ていただくとそれぞれの小学校でのQ-Uの評価理由を白丸と黒丸でそれぞれ書いています。白丸がプラス評価、黒丸がマイナス評価になります。その結果白丸が多く見られ、Q-Uが利用されていると捉えてもよいのではと感じました。項目は、学級担任と学級担任以外の利用について、分けて記しています。

次に、「Q-Uを実施して、その結果をもとにして、学級や学年

	<p>集団の質を高めるためにどのようなことをしましたか」という問いには、やはりQ-Uを使った結果を活用した成果が報告されていることを感じました。例えば中学校の結果を見ていただくと、「学級担任は理由として自分の学級だけではなく、同学年の他学級の生徒個々の所属感や外からは見えない生徒個人の居場所がわかり良かった」今後の取組として、「特別支援学級での取り入れ方がわからない（2名しかいないので）」とありますが特別支援学級は4～5人でしているのだからこういう意見は当然だと思います。特別支援学級での取り扱いについて今後どういう見方、考え方をしていけばいいのか検討する必要があると思いました。次に、「生徒の心の状況がわかる半面、そのときの感情によって結果が大きく変わってくる」という意見もありました。次のページの「Q-Uを実施して、その結果をもとにして、学級や学年集団の質を高めるためにどのようなことをしましたか」という問いには、「要支援群の生徒に対して、声かけなどを有効に行えるように努めた」や「学級の中で認められていないと感じる生徒に役割を持たせ、全体場で称揚したり個人的に声かけを行ったりした」など、やはり個人指導に使われていることが非常に多いと思いました。</p> <p>次のページの学級担任以外はどうか活用しているのかというと、特に中学校では「個別に配慮する必要のある生徒について、学年全体で取り組む具体的手立てを考え実施した」や「長期休業中に学校で分析のための研修を行い、学年団で分析と手立てを考える機会を設けた」など前向きにQ-Uを活用されているように感じました。新たな科学的な認識で子どもたちを見ることに活用されていると思いました。今後とも継続して活用をお願いしていきたいです。</p> <p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>教育委員さんへ連絡事項ですが2月28日に公民館研究大会があり、四国ESDシンポジウム～持続可能なまちづくりについて公民館活動を通して考える～という形で取り組みます。ぜひご参加ください。</p> <p>2月11日13:30から文化センター大ホールでハートフル新居浜、第一部に新居浜少年・少女合唱団の合唱、第二部に人権劇が行われます。お手元に入場整理券があると思いますので、ご活用く</p>
長野委員長	
阿部教育長	

<p>長野委員長</p>	<p>ださい。</p> <p>次に新居浜特別支援学校川西分校についてです。現在、新居浜市で肢体不自由児を浮島小で受け入れていますが、学校の工事も進んでいて3月10日ごろには完成するようです。新居浜西高の中へ出来上がります。平成27年4月に開校し、30名程度が入校します。なお、今浮島小で入校していた児童につきましては、卒業までは今のところで受け入れるようにしています。</p> <p>ただいまのご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>その他に何かございませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>1月愛媛新聞に掲載された記事について紹介いたします。 <資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東中新聞について 2 角野中学生の山火事消火について 3 その他 <p>次に、インフルエンザの状況についてですが、現在小学校が1校学級閉鎖、ピーク時には350～360人が休んでいましたが、今は170人ほどに減っているようです。ただ全般的にインフルエンザA型が流行していますので、手洗いうがいを徹底するよう呼びかけを行ってほしいと思います。</p>
<p>長野委員長</p>	<p>その他何かございませんか。</p> <p>それでは、次回の定例会の日程を決定させていただきたいと思えます。3月の定例会は、3月10日火曜日の15時00分から開催させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p>

	委員名
--	-----